あって矯正施設被収容者が釈放された後にその者の改善更生のために協力する者（以下「引受人等」という。）の状況

［十二・十三　略］

［2～4　略］

［項を削る。］

協力する者をいう。以下同じ。）又は引受人以外の者であって矯正施設被収容者が釈放された後にその者の改善更生のために協力する者（以下「引受人等」という。）の状況

［十二・十三　同上］

［2～4　同上］

5　婦人補導院の長は、補導処分に付された者を収容したときは、速やかに、当該婦人補導院の所在地を管轄する地方委員会に対し、書面により、売春防止法第二十五条第二項の規定による通告をするとともに、当該地方委員会及び婦人補導院に収容された者の帰住予定地を管轄する保護観察所の長に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。これらの事項に変動が生じた場合における当該変動に係る事項についても、同様とする。

一　婦人補導院に収容された者の氏名、生年月日及び本籍

二　売春防止法第十七条第一項の規定により補導処分に付する旨の言渡しをした裁判所の名称、刑の言渡し及び確定の年月日、罪名、刑名、刑期並びに刑の執行猶予の期間

三　収容した日及び収容すべき期間の終了日

四　引受人等の状況

五　婦人補導院における処遇の状況

六　第一項第四号、第五号、第七号、第八号、第十号、第十二号及び第十三号に掲げる事項

（審査）

第九条　矯正施設の長は、次に掲げる者について、仮釈放、仮出場又は少年院からの仮退院（以下「仮釈放等」という。）を許すべき旨の申出をするか否かに関する審査（以下「審査」という。）を行わなければならない。

［一～三　略］

［号を削る。］

（参考意見の聴取等）

第十条　［略］

一　審査の対象となる者の処遇に関係のある当該矯正施設（刑事施設（当該刑事施設に附置された労役場を含む。）及び少年院をいう。以下同じ。）の職員以外の協力者

［二・三　略］

［2・3　略］

（審査の時期）

第十一条　懲役又は禁錮の刑の執行のため矯正施設に収容している者の審査は、法定期間の末日までに行い、その後の審査は、少なくとも六月ごとに行うものとする。

2　［略］

［項を削る。］

（仮釈放及び仮出場の申出の基準）

第十二条　矯正施設の長は、懲役又は禁錮の刑の執行のため収容している者について、第二十八条に定める基準に該当すると認めるときは、法第三十四条第一項の規定による申出をするものとする。

2　［略］

第十四条　削除

仮出場、少年院からの仮退院又は婦人補導院からの仮退院（以下「仮釈放等」という。）を許すべき旨の申出をするか否かに関する審査（以下「審査」という。）を行わなければならない。

［一～三　同上］

四　補導処分の執行のため収容している者

（参考意見の聴取等）

第十条　［同上］

一　審査の対象となる者の処遇に関係のある当該矯正施設（刑事施設（当該刑事施設に附置された労役場を含む。）、少年院及び婦人補導院をいう。以下同じ。）の職員以外の協力者

［二・三　同上］

［2・3　同上］

（審査の時期）

第十一条　懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設又は少年院に収容している者の審査は、法定期間の末日までに行い、その後の審査は、少なくとも六月ごとに行うものとする。

2　［同上］

3　婦人補導院に収容している者の審査は、その収容の日から二月を経過する日までに行うものとする。

（仮釈放及び仮出場の申出の基準）

第十二条　刑事施設の長又は少年院の長は、懲役又は禁錮の刑の執行のため収容している者について、第二十八条に定める基準に該当すると認めるときは、法第三十四条第一項の規定による申出をするものとする。

2　［同上］

（婦人補導院からの仮退院の申出の基準）

第十四条　婦人補導院の長は、補導処分の執行のため収容している者について、第三十一条に定める基準に該当すると認めるときは、売春防止法第二十五条第三項の規定による申出をするものとする。